

王寺町高齢者・子ども見守り協力事業者ネットワーク

活 動 の 手 引 き

<王寺町見守り協力事業者ネットワークに関するお問い合わせ先>

〒636-8511

北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

王寺町役場 福祉介護課

地域包括支援センター

TEL 0745-73-2001 (代表)

FAX 0745-73-6311

Email fukushikaigo-c@town.oji.nara.jp

1. はじめに

近年、少子高齢化や核家族化を背景に、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が増加しており、それに伴い、地域とのつながりが薄れ、地域社会から孤立する人が増えてきています。王寺町では、これまでも地域の民生児童委員や自治会、地域住民、ボランティア等の協力を得て、地域での見守り活動を推進してきました。今後は、現在の見守り活動の体制をより強化するため、地域で働く様々な企業・団体の皆様の協力が必要不可欠となってきました。

そこで、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまち」を目指し、重層的で漏れのない見守りを進めるネットワーク体制へのご協力をお願いします。

2. 見守り協力事業者ネットワークとは

地域住民だけでなく、様々な企業・団体の皆様と連携した見守り活動のネットワークを築くことを目的として、「見守り協力事業者ネットワーク」を推進し、より多くの「地域の目」で、まちぐるみの見守り体制を構築することが必要です。

ご協力いただける企業・団体の皆様を対象に、登録・協定を締結していただき、気になる高齢者を発見（安否確認や生活の異変の察知等）した時は、王寺町に連絡・相談をし、支援につなげる協力をしていただきます。

3. 協力事業者の皆さまにおこなっていただくこと

日常業務の中で、訪問先や店舗等で、「あれ？ちょっと様子がおかしいな。」といった、気になる方に気づかれた時は、王寺町へ連絡・相談をしてください。

連絡しなかったからといって責任に問われることはありません。

訪問系事業者の場合
(新聞配達店、宅配業者等)

- 新聞や郵便が溜まったままになっている
- 何日も洗濯物が干しっぱなし
- 頻繁に怒鳴り声や悲鳴が聞こえる 等

利用系事業者の場合
(金融機関、コンビニ、スーパー等)

- 毎日同じものをたくさん買い物している
- いつも同じことを言う、話が通じない
- 季節に合った服装ではない 等

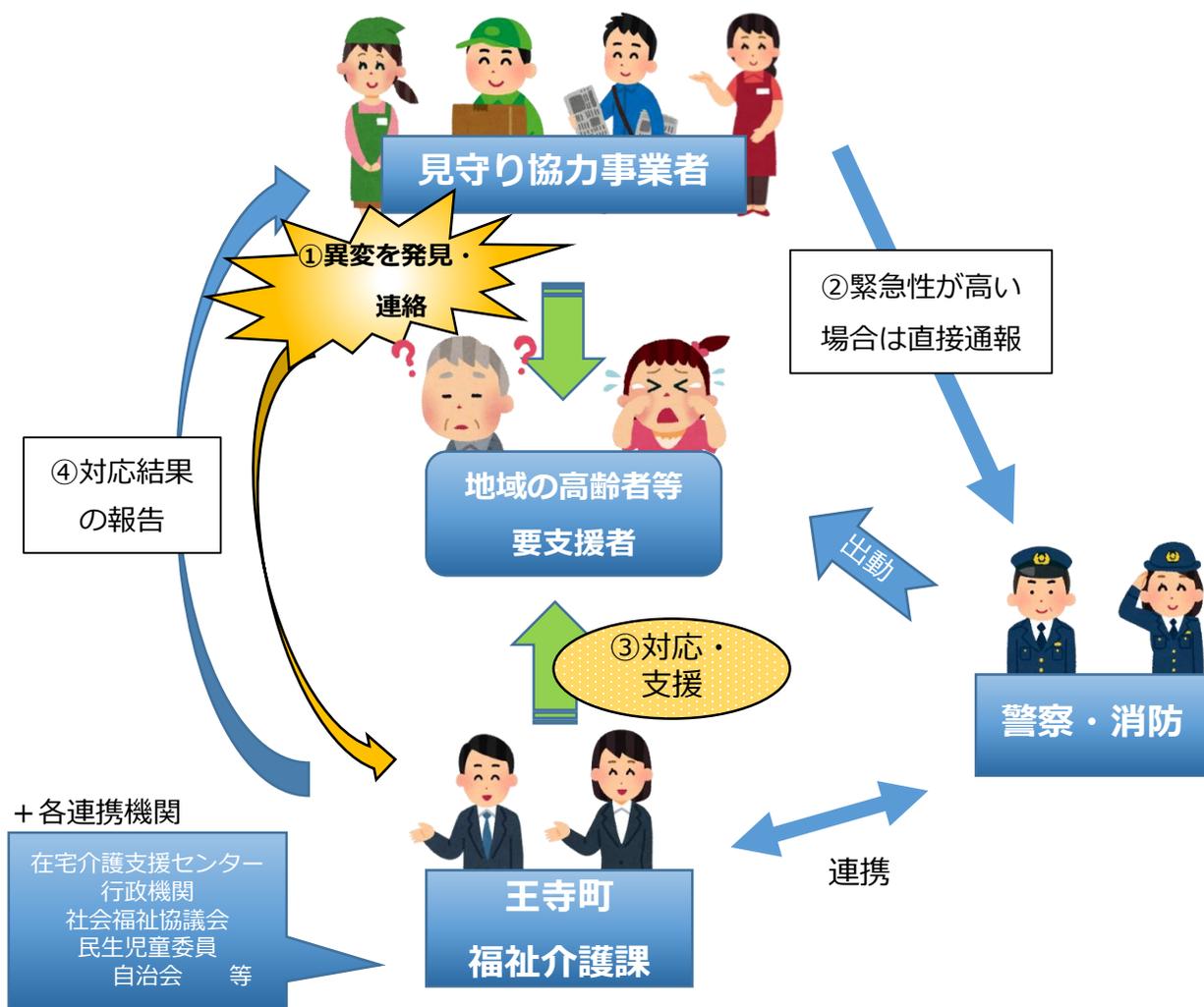


“さりげない見守り”の中で、孤立死の予防、認知症や虐待の早期発見・早期保護等につなげ、高齢者や子どもその家族の安全・安心につなげます。

4. 具体的な流れ

はじめに、協力事業者として登録していただき、その後、王寺町と「王寺町高齢者・子ども見守り協力事業者ネットワーク協定」を締結していただきます。

- ①日常業務の範囲内において、気になる方を発見された場合は、対象者の情報（わかる範囲で、氏名、住所等）と気になる内容について、下記の連絡先にご連絡ください。
- ②緊急性が高い場合は、先に警察・消防へ直接通報してください。
- ③連絡を受けた王寺町は各関係機関と連携を図り、対象者宅を訪問する等対応します。
- ④対応終了後、連絡いただいた事業者へ対応について報告します。



王寺町役場 福祉介護課 地域包括支援センター

TEL 0745-73-2001

※土日祝・夜間は、在宅介護支援センターへ
★在宅介護支援センター「ハートランドしぎさん」

TEL 0745-33-5050

★大和園王寺在宅介護支援センター

TEL 0745-72-8580 または
0745-79-5500

緊急性の高いとき

消防署 119番

警察署 110番

- ◆家の外から倒れている姿が確認できるとき
- ◆助けを求める声が聞こえる
- ◆裸足で歩きまわっている など

5. 個人情報について

個人情報の取り扱い

協力事業者から王寺町へ支援を必要とする方の情報を提供する際には、原則として本人の同意が必要ですが、法令に基づく場合（高齢者虐待防止法、児童虐待の防止等に関する法律、など）、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合など、同意を得ることが困難であるときは、情報を提供することが個人情報保護法で認められています。

まずは、王寺町など相談窓口を紹介し、本人や家族から相談していただくことを基本としますが、本人や家族からの連絡が難しい場合は、王寺町へご相談ください。

また、提供いただいた情報については、本人、家族、支援機関以外の第三者に開示することはありません。

協力事業者の責務

協力事業者は、本事業により取得する個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及び王寺町個人情報保護条例の規定により適切に取り扱うよう必要な措置を講じるものとし、本事業以外の目的には利用してはなりません。また、協力事業者でなくなった後も同様です。

6. 登録・協定の登録手続きについて

王寺町内において業務を行い、日常業務の中で見守り協力が可能な事業者と見守り協力事業者ネットワーク登録を行い、また締結させていただきます。

◎登録手続きの流れ

①登録届出書（様式第1号）

①登録の届出

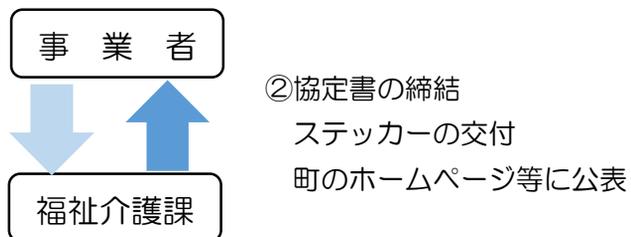
王寺町高齢者・子ども見守り協力事業者ネットワークの趣旨に賛同いただける事業所は、「王寺町高齢者・子ども見守り協力事業者ネットワーク登録申請書」（様式第1号）を福祉介護課に提出してください。

②協定書の締結・ステッカーの交付

登録届出書を提出された事業所には、「協定書」の締結とステッカーを交付します。また、了承いただける場合は、事業所の名称等をホームページ等へ公表します。

★登録の変更・辞退について

登録事業所は、登録内容に変更が生じた、又は登録を辞退したい場合は「王寺町高齢者・子ども見守りネットワーク登録変更（辞退）申請書」（様式第3号）を福祉介護課に提出してください。



7. 登録・協定の更新・解除について

登録・協定締結期間満了日の3ヶ月前までに、王寺町もしくは協力事業者のいずれからも特段の申出がない場合は有効期間を1年更新するものとし、その後も同様とします。

なお、次に掲げる事業者は、協力事業者として王寺町との協定は締結できません。また、協定締結後、王寺町が事業協力に対して不適当な事由があると認めるときは、登録・協定の解除または無効となります。

以下のような場合は登録・協定締結できません。

- ①各種法令に違反している事業者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定するその他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者。
- ③王寺町が協力事業者として不適当と判断した事業者及び次に掲げる場合
 - ・協定締結を、販売促進等の営利活動に利用した場合
 - ・個人情報情報の漏洩や目的外利用した場合
 - ・不当要求行為等を行っている場合
 - ・活動の実態がないことが判明した場合
 - ・見守り活動を通じて、宗教活動、政治活動を行った場合
 - ・その他公序良俗に反する行為を行った場合

8. 認知症サポーター養成講座について

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）の輪を広げるための『認知症サポーター養成講座』をはじめとした出前講座を行っています。

講座内容は、認知症の正しい理解、早期発見、予防、認知症の人との接し方等です。

見守り協力事業者の皆さまには、認知症の基礎知識や対応方法を習得する為に『認知症サポーター養成講座』の受講をお勧めしています。

『認知症サポーター養成講座』に関するお問い合わせ先
王寺町地域包括支援センター 0745-73-2001



◆見守りネットワークQ&A◆

Q1：どのような場合に連絡すればよいのですか？

A1：業務中に、高齢者や子どもの異変のサインに気が付いた場合に連絡してください。

異変のポイント

病気？体調不良？

- ◎新聞や郵便物が溜まったまま
- ◎宅配物が何日も残ったまま
- ◎扉が開けっ放しで、呼びかけても返事がない
- ◎同じ洗濯物が何日も干しっぱなし
- ◎夜になっても電灯がつかない
- ◎毎日のように来店する人が来なくなった
- ◎部屋から変な匂いがする など

認知症？

- ◎話が通じにくい
- ◎身なりに気をつかわなくなった
- ◎服装が季節に合わない
- ◎暴言を吐くなど、性格が変わった
- ◎同じことを繰り返す、前回の説明を忘れている
- ◎毎回同じ物ばかりたくさん購入している
- ◎支払いやおつりの計算ができない など

虐待？詐欺？

- ◎連日怒鳴り声や悲鳴が聞こえる
- ◎極端に痩せている
- ◎見慣れない人や車が頻繁に出入りしている
- ◎不自然な傷やあざが多い
- ◎見慣れない人と一緒にATMを操作して出金している など

事例紹介

事例1. 新聞販売所の事業所からの連絡

「新聞を配達に行くとポストに新聞がたまっています。配達中止の連絡はありませんでした」

☞介護保険サービス利用者であることが町の記録から判明したため、担当のケアマネージャーに問い合わせしたところ、入院したことがわかりました。

事例2. コンビニエンスストアからの連絡

「以前からのお客さんですが、最近、同じものを1日に何回も買いにきます。

お金の計算も難しいようで、毎回お札で支払いをすませます。」

☞地域包括支援センター職員が訪問したところ、家の中がごみだらけで日常生活にも支障があることがわかりました。介護保険のサービスにつなげ日常生活が円滑におこなえるようになりました。

Q2：異変に気がついた場合は、どのような内容を連絡すればよいですか？

A2：次のとおり連絡をお願いします。

連絡方法

◎「王寺町高齢者・子ども見守り協力事業者ネットワーク」の連絡であること。

◎対象者の住所、氏名、電話番号

※対象者の住所、氏名、電話番号はわかる範囲で構いません。これらが、不明の場合は、対象者の自宅の場所、周辺が目印等を詳細にお伝えください。

◎発見した異変の内容

◎別紙「王寺町高齢者・子ども見守り協力事業者ネットワーク」連絡票をご活用ください。

Q3：連絡内容の誤りがあった場合や、異変に気づかず見過ごしてしまった場合の責任は問われますか？

A3：見守り活動において生じた問題について、責任を問われることはありません。また、日常業務の可能な範囲でご協力いただければ結構です。

Q4：「地域包括支援センター」、「在宅介護支援センター」とは？

A4：「地域包括支援センター」は、介護保険法に規定され、市町村が設置する機関です。主任ケアマネージャー・保健師・社会福祉士などの専門的なスタッフを配置し、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療などの様々な面から、お困りごとを総合的に支援する相談窓口です。

「在宅介護支援センター」は、王寺町から委託を受け、地域包括支援センター同様、高齢者の総合相談窓口の役割を担っています。

関係機関連絡先

| 名称 | 住所 | 電話番号 |
|--------------------------|--------------|------------------------------|
| 王寺町 福祉介護課 地域包括支援センター | 王寺町王寺2-1-23 | 0745-73-2001 |
| 在宅介護支援センター ハートランドしぎさん | 王寺町王寺2-6-1 | 0745-33-5050 |
| 大和園王寺 在宅介護支援センター | 王寺町葛下3-161-1 | 0745-72-8580 もしくは 79-5500 |
| 西和警察署 | 王寺町葛下1-7-9 | 0745-72-0110 |
| 西和消防署 | 王寺町王寺1-1-3 | 0745-73-1001 |